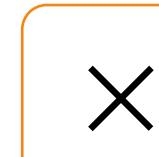
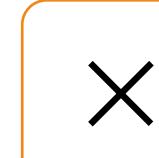
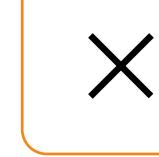
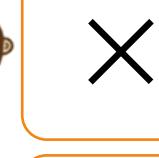


## 設問

## 答え

## 解説

- 1** ゲーム機で遊ぶときには、何時までやめるのか?  
ておくとよい。
- 
- 
- ゲームは、どんどんレベルが上がったり、ネットで対戦できたり、いつでも楽しめるように作られています。ですから、やめるタイミングがとても難しいので、あらかじめ遊ぶ時間を決めるといいでしょう。
- 2** パソコンやスマホでインターネットを使うときには危険があるが、ゲーム機でインターネットを使っても危険はない。
- 
- 
- インターネットを使う時は、スマホでもゲーム機でも危険があります。子供がインターネットを安全に使うためには、フィルタリングというサービスを利用しましょう。
- 3** 勝手に音楽をダウンロードできるようにしているサイトは法律違反だが、そこから音楽をダウンロードするだけなら問題ない。
- 
- 
- 自由に音楽などをダウンロードできるサイトには法律違反のものがあります。違法なサイトと知っていて音楽をダウンロードすることは、法律に違反します。
- 4** ネットで誰かの悪口を書いても、犯罪とはならない。
- 
- 
- 悪口を書くと、内容によっては犯罪にあたることがあります。
- 5** スマホにアプリを入れるとき、確認の項目があっても読まずに「はい」と答えておけば問題ない。
- 
- 
- スマホのアプリを使う時には、どのような情報が使われて、外部に送信されるのかよく確認してください。わからないことがあったら、おうちの人などに相談してください。
- 6** 友達を撮った写真を、友達に言わずにブログにのせるのはよくないことである。
- 
- 
- 仲の良い友達でも、その友達が写った写真を、勝手にネットにのせてはいけません。のせるときには友達と友達の保護者に確認してからにしましょう。
- 7** 自転車を運転中にスマホをいじると、罰せられることがある。
- 
- 
- 自転車でも、安全に運転する義務があり、それに違反することは犯罪にあたることがあります。
- 8** ネットの掲示板で自分のメールアドレスを教えるのは危険だが、アプリの連絡先（IDと呼ばれる）くらいなら教えても危険はない。
- 
- 
- 自分の名前や連絡先、IDを教えてしまうと、「直接会おう」とか「写真を送って欲しい」とか言われることがあります。相手がどんな人か分らないのに、他の人に分からないところで、二人だけで話をするのは、とても危険です。
- 9** お気に入りのアーティストの歌詞を勝手にネットにのせることは、法律違反だ。
- 
- 
- 歌詞を作った人には、著作権（ちょさくけん）という権利があります。歌詞の一部だけをネットにのせたり、友達だけに公開したりしても、歌詞を作った人の権利を害することになります。
- 10** ネットのゲームで「無料」と書かれているものは、どのように遊んでもお金はかかる。
- 
- 
- 「無料」のゲームでも、より楽しむためにはアイテム等を買わなければいけない場合があるので、お金がかからないとは言えません。また、ゲーム内の通貨は返金されないこともあるので、使い過ぎないことが必要です。

11 小学生は、恋人を募集するサイトを利用してはいけない。

12 時間を決めてスマホを使ってもつい長くなってしまふ人は、「ネット依存」になっているかもしれない。

13 友達とネットでひどいけんかをしてしまったら、先生やおうちの人に早めに相談したほうがよい。

14 子供が使う携帯電話やスマホのフィルタリングは勝手に外してはいけない。

15 ネットの掲示板に友達の悪口が書かれているのを見つけたら、友達に言わずに、掲示板を運営している人に、悪口を消してほしいと早く頼むとよい。

16 ネットを使っていて「このページを見た人は急いで5000円を支払ってください」というメッセージが来ても、すぐには払わずおうちの人に相談したほうがよい。

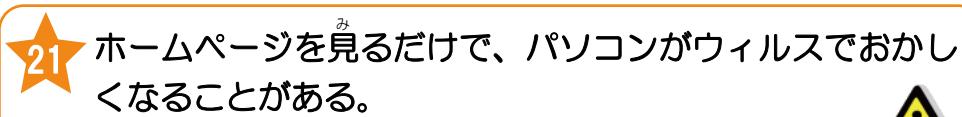
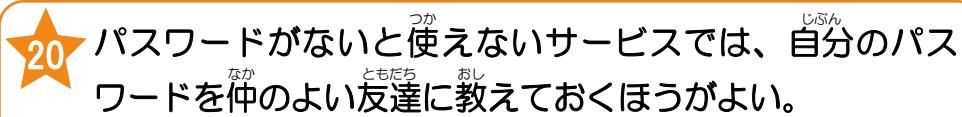
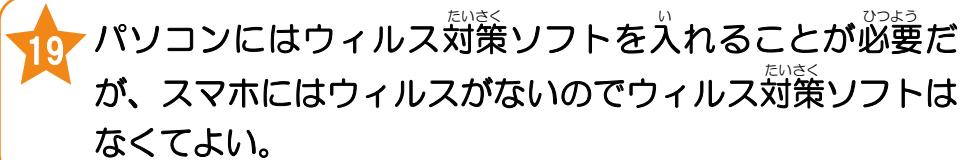
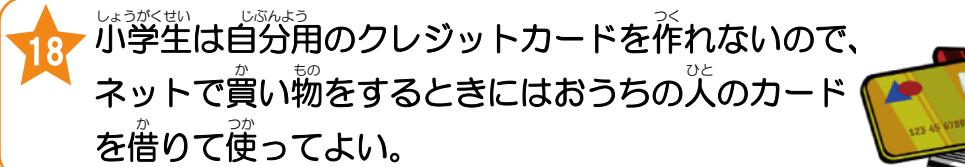
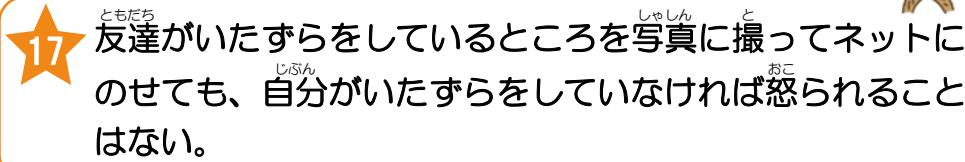
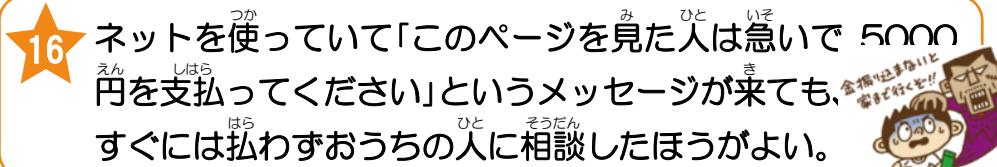
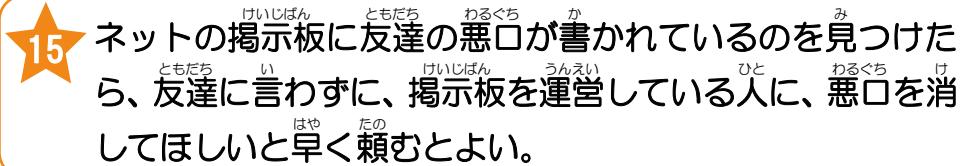
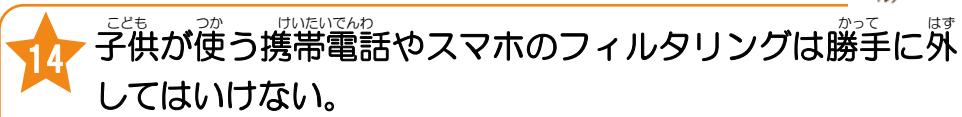
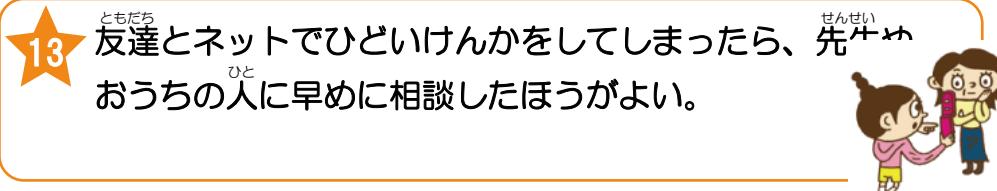
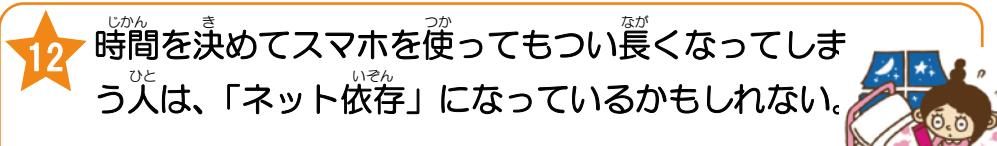
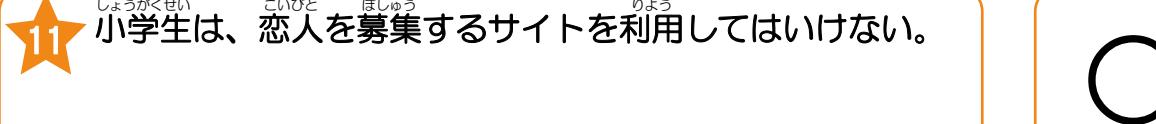
17 友達がいたずらをしているところを写真に撮ってネットにのせても、自分がいたずらをしていなければ怒られことはない。

18 小学生は自分用のクレジットカードを作れないで、ネットで買い物をするときにはおうちの人のカードを借りて使ってよい。

19 パソコンにはウィルス対策ソフトを入れることが必要だが、スマホにはウィルスがないのでウィルス対策ソフトはなくてよい。

20 パスワードがないと使えないサービスでは、自分のパスワードを仲のよい友達に教えておくほうがよい。

21 ホームページを見るだけで、パソコンがウィルスでおかしくなることがある。



恋人を募集するサイトは、「出会い系サイト」と呼ばれ、18歳未満の人が使うことは法律で禁止されています。また、自己紹介で名前や住所などの個人情報を書き込むことには十分な注意が必要です。

「ネット依存」にはいろいろな状態がありますが、ネットにより日常生活に影響が出るようなら、ネット依存であると考えて注意が必要です。

ネット上でも、友達とけんかをしてしまった場合は、まず先生やおうちの人に相談しましょう。たとえどんなに腹が立っても悪口などをネットに公開してはいけません。一回ネットにのせると自分で消すことができなくなりますので、注意が必要です。

青少年インターネット環境整備法という法律で、18歳未満の人が携帯電話を使うときにはフィルタリングをつけることが決められていて、保護者がいらないと言ったときだけ外せることになっています。

ネット上の掲示板での書き込みで友達の悪口など対応が必要な場合は、自分で対応を考えるのではなく、まずは先生や保護者など大人に相談するようにしましょう。

「お金を払え」という一方的なメッセージなどが来ても、基本的に払う必要はありません。自分一人で判断せず、保護者などに相談しましょう。

自分も一緒にいたずらをしたことになり、怒られたり、被害にあったぶんのお金を支払うことを求められたりする可能性があります。

たとえ親子であっても別人であり、別人のクレジットカードを使ってはいけません。クレジットカードでの買い物が必要ならおうちの人に頼んで、手続きをしてもらいましょう。

スマホでもパソコンと同じようにウィルスにかかります。ですからウィルス対策ソフトを入れたほうが良いです。スマホは小さくて便利なパソコンですので、ウィルスや悪質なサイトなどに十分注意しましょう。

たとえ仲の良い友達でも、自分のIDやパスワードは絶対に教えてはいけません。その人が別の人へ教える可能性もありますし、IDとパスワードを使われると、なりすまされたり、勝手に買い物をされたりするなどの危険が生まれます。

パソコンだけでなくスマホでもホームページを見ただけで、ウィルスにかかることがあるので、注意が必要です。またネットを通じて渡されたファイルは、友達からのものでもウィルスにかかっている可能性があります。